

特別養護老人ホーム 白扇閣

指定通所介護事業・指定第一号通所事業（通所介護相当サービス）重要事項説明書

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 清承会
法人の所在地	静岡市清水区日立町17番8号
電話番号	054-369-2258
代表者氏名	理事長 池上 直美

2 事業所の概要

事業所の名称	特別養護老人ホーム 白扇閣
事業所の所在地	静岡市清水区承元寺町1341番地 (白扇閣在宅サービスセンター内)
介護保険事業所番号	静岡県指定2273200267号
指定年月日	平成12年3月1日(通所介護) 平成30年4月1日(通所相当サービス)
通常の実施範囲	静岡市清水区内

3 事業所の職員の概要

職 種	人 員 基 準	勤 務 体 制	
管 理 者	1名		1名(常勤兼務)
生 活 相 談 員	1名	1名(常勤)	2名(常勤兼務)
介 護 職 員	4名	5名以上	—
看 護 職 員	1名	1名以上(非常勤)	1名(常勤兼務)
機 能 訓 練 指 導 員	—		—
管 理 栄 養 士	—		1名(常勤兼務)
調 理 員	—		1名以上
事 務 職 員	—		1名(常勤兼務)

4 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜～土曜日及び祝祭日
定休日	日曜、事業所の定めた祝日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時40分

5 利用定員

一日あたり 30人

6 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行うものとする。その際、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

7 サービス内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

当事業所の通所介護又は通所介護相当サービスの提供に際し、利用者の負担する利用料金は、原則として基本料金の1割ですが、利用者の収入状況によって変動致します。また、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担（介護保険より給付（9割）の料金と下記の利用料金を足した金額）となります。

サービス内容

食事	管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体的状況に配慮した食事を提供します。
入浴	入浴または清拭を行います。
アクティビティ	ゲーム、体操などを通じ、レクリエーションを行います。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

サービス利用料金

○指定第一号通所事業(通所介護相当サービス)

- ・事業対象者及び要支援1…月額1,798単位
- ・要支援2…月額3,621単位

<加算料金>

サービス提供体制強化加算

- ・事業対象者及び要支援1…月額88単位
- ・要支援2…月額176単位
- ・科学的介護推進体制加算…40単位
- ・介護職員等処遇改善加算…月額 所定単位数(月の合計単位数)×92/1000単位

○指定通所介護事業(通所介護)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 回の利用料金	658 単位	777 単位	900 単位	1023 単位	1,148 単位

<加算料金>

入浴介助加算 (1 日)	40 単位
サービス提供体制強化加算 (1 回)	22 単位
科学的介護推進体制加算 (1 月)	40 単位
介護職員等処遇改善加算	所定単位数(月の合計単位数)×92/1000

※通所介護及び通所介護相当サービスの利用料金は静岡市の場合、上記の基本単位に利用回数を乗じ、10.27 円を乗じた額の概ね 1～3 割が自己負担となります。

(2) 介護保険給付外サービス

食費

食費 (食材料費及び調理費)	650 円
----------------	-------

※別途、紙パンツなどを使用した場合、実費を頂く場合があります。別紙参照下さい。

※介護保険認定申請中及び更新申請中に利用され、自立と判定された場合は、食費を含み 1 回あたり一律 2,000 円を遡って請求させていただきます。

8 料金のお支払い方法

利用者が当事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。請求日から 30 日以内に次のいずれかの方法でお支払いください。

<p>ア. 窓口での現金支払い イ. 右記指定口座への振込み ウ. 金融機関からの自動引き落とし</p>	<p>清水銀行 八木間支店 普通預金 No. 2028441 口座名義 特別養護老人ホーム白扇閣 施設長 久保田 和宏</p>
--	---

被保険者証に支払方法の変更の記載があるときは、いったん費用の全額をお支払いいただきます。

この場合、サービス提供証明書を発行しますので、後日市町村窓口にて払い戻しを受けてください。

また、介護保険認定申請中及び更新申請中の利用料金に関しては、申請結果が出た時点で遡って請求させていただきます。

9 サービスの利用方法

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）にまずは、ご相談ください。

（1）サービスの利用開始

当事業所に居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）を通し、電話でお申し込みください。担当職員が自宅に伺い、通所介護・通所介護相当サービスの内容について説明いたします。契約締結後、通所介護計画又は通所介護相当サービス計画を立て、実際にサービスの提供を開始いたします。

（2）サービスの終了

○利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の14日前までに文書でお知らせください。

○事業所の都合でサービスを終了する場合

人員が不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了14日前までに文書で通知します。

○自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護老人福祉施設等に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者が通所介護又は通所介護相当サービスを2年間利用されなかったとき

○その他

事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為等を行った場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

事業者が破産した場合、又は、利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくこととなります。

1 0 利用の中止・変更・追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービス実施日の前日までにご連絡ください。
- 利用予定日の前日までに連絡がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料としての料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

1 1 緊急時の医療体制（協力医療機関）

第一次医療機関として、近隣の医院と連携を図ります。

1 2 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

(1) 虐待防止の責任者を選定しています。

澤野英子（生活相談員）

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (2) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修又は勉強会を実施しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3 身体拘束等の適正化について

- (1) 身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (2) 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.4 テレワークの扱い

事業所の方針により、原則出勤（常勤の場合は週 40 時間）
場合によってテレワーク勤務を行うこともあります。その際には、個人情報適切に管理
していること、利用者の処遇に支障が生じないことを前提としています。

1.5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	苦情処理担当者 生活相談員 澤野 英子 TEL 054-369-5360 FAX 054-369-5361
静岡市役所介護保険課	TEL 054-221-1377
静岡県国民健康保険団体連合会	TEL 054-253-5590

1.6 非常災害・感染症発生時の対応

災害時の対応	別途定める「自然災害対策マニュアル（業務継続計画）」 にのっとり対応を行います。
避難訓練	「特別養護老人ホーム 白扇閣 消防計画」に基づき 年 2 回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。
感染症発生時の対応	別途定める「感染症対策マニュアル（業務継続計画）」に のっとり対応を行います。

1.7 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施は行っておりません。

